



近畿統括第 1048 号

平成 29 年 2 月 21 日

一般社団法人 滋賀県トラック協会 御中

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部
施設課 土木担当課長

鉄道橋等への衝撃事故防止について

平素は弊社の鉄道事業運営に格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。また、踏切事故防止等の取り組みに対しても多大な御協力を頂き、重ねて御礼申し上げます。

さて、標題につきまして、最近、高さ制限を超過する重機積載車両等が弊社鉄道橋に衝撃する事故が連続して発生しております。鉄道橋への衝撃事故は、最悪の場合、列車の脱線やお客様の死傷事故に繋がる大変危険な事故であります。

つきましては、ドライバーの皆様に対する「鉄道橋への衝撃事故防止」の呼掛けに御協力を賜りたく、最近の事故事例写真とドライバーの皆様にご確認頂くことを啓発するリーフレット、車体への車両高さ明示例の写真を同封させて頂きました。大変恐れ入りますが、これらを活用頂き、貴協会加盟各社様のドライバーの皆様に対しましても「鉄道橋への衝撃事故防止」を呼び掛けて頂きますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

西日本旅客鉄道株式会社

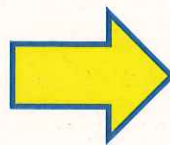
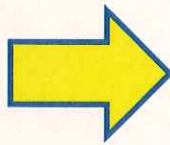
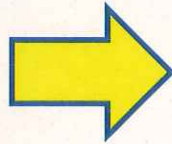
近畿統括本部 施設課

担当 田尻

TEL 06-7668-7072

FAX 06-7668-7076

トラックの車両高さ明示措置例



鉄道橋への
接触事故が多発しています!!

高さの確認を!!

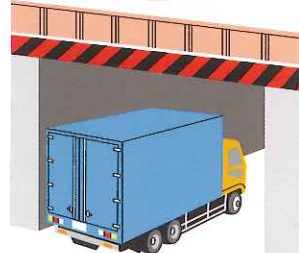


運転前



荷物を積み込んだ後には、
運転する前に、
必ず高さを確認 しましょう。

運転中



通行ルートの高さ制限に**注意** しましょう。